

令和 3 年度

会津若松市 一般会計 歳入歳出決算審査意見書  
特別会計

会津若松市基金運用状況審査意見書

会津若松市監査委員



# 会津若松市一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

## 目 次

第1	審査の種類	.....	1
第2	審査の対象	.....	1
第3	審査の着眼点	.....	1
第4	審査の主な実施内容	.....	1
第5	審査の実施場所及び日程	.....	1
第6	審査の結果	.....	1
第7	審査の意見		
	(1)一般会計意見		
	①収支状況	.....	2
	②歳入状況		
	1)財源種別からみた歳入の状況	.....	3
	2)主な自主財源・依存財源の状況	.....	4
	3)主な一般財源・特定財源の状況	.....	5
	③歳出状況		
	1)目的別経費の状況	.....	7
	2)性質別経費の状況	.....	9
	④財政状況		
	1)財政指標の状況	.....	10
	2)市債管理の状況	.....	11
	3)基金の状況	.....	12
	⑤まとめ		
	1)収支状況	.....	14
	2)歳入・歳出状況	.....	14
	3)財政状況	.....	16
	⑥用語説明	.....	18
	(2)特別会計意見		
	①収支状況	.....	20
	②一般会計からの繰入金	.....	20
	③特別会計の市債残高	.....	21
	④各特別会計の収支状況		
	1)国民健康保険特別会計	.....	22
	2)介護保険特別会計	.....	24
	3)観光施設事業特別会計	.....	26
	(3)財産に関する調書意見		
	①一般会計	.....	29
	②特別会計	.....	30

## 凡 例

- 1 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
- 2 構成比(%)は、合計が100となるよう一部調整している。
- 3 符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」……該当数値がないもの、算出不能なもの又は増減率において無意味なもの
  - 「0.0」……数値が0のもの又は該当する数値はあるが単位未満のもの
  - 「△(数値)」……負数
- 4 文中で用いるポイントは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

# 決算審査意見書

## 第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定による決算審査

## 第2 審査の対象

令和3年度会津若松市一般会計歳入歳出決算  
令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
令和3年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算  
令和3年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算  
令和3年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
令和3年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算  
令和3年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算  
令和3年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第8節 決算審査の着眼点」に基づき、市長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して決算審査を行ったところであり、審査に付された決算書類が適正であるかどうかを検証するため、その計数について関係諸帳簿及び資料との調査照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、決算計数の正否、予算の執行状況など、財務事務全般にわたり審査を行った。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室  
審査実施日程 令和4年6月17日から同年8月9日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係帳簿、証書類等を照合精査した結果、計数は正確であり、予算の執行など財務に関する事務については、おおむね適正であると認められた。なお、審査意見は次のとおりである。

## 第7 審査の意見

### (1)一般会計意見

#### ①収支状況(表1 一般会計 決算収支の状況、表2 実質収支比率の推移)

収支状況は次のとおりである。

表1 一般会計 決算収支の状況

(単位:円)

区 分	令和3年度	令和2年度	前年度比較	
			増減額	増減率(%)
歳入決算額 (A)	56,989,761,648	64,870,360,825	△7,880,599,177	△12.1
歳出決算額 (B)	52,649,775,658	62,309,520,767	△9,659,745,109	△15.5
形式収支 (C) = (A) - (B)	4,339,985,990	2,560,840,058	1,779,145,932	69.5
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	114,111,600	373,134,722	△259,023,122	△69.4
実質収支 (E) = (C) - (D)	4,225,874,390	2,187,705,336	2,038,169,054	93.2
実質収支比率	14.3%	7.7%	—	—
単年度収支 (F) = 本年度(E) - 前年度(E)	2,038,169,054	629,843,251	1,408,325,803	—
財政調整基金積立金 (G)	37,153	164,651	△127,498	△77.4
地方債繰上償還金 (H)	0	0	0	—
財政調整基金取崩額 (I)	153,895,000	881,589,000	△727,694,000	△82.5
実質単年度収支 (J) = (F) + (G) + (H) - (I)	1,884,311,207	△251,581,098	2,135,892,305	—

※歳入決算額(56,989,761,648円)には、未還付額1,200,680円が含まれている。

表2 実質収支比率の推移(普通会計ベース)

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	類似団体平均 (令和2年度)	県内各市平均 (令和2年度)
実質収支比率	5.5	7.7	14.3	5.4	7.6

一般会計の収支については、歳入総額 56,989,761,648 円(前年度比 12.1%減)、歳出総額 52,649,775,658 円(前年度比 15.5%減)となり、歳入歳出差引残額(形式収支)は 4,339,985,990 円(前年度比 69.5%増)となった。

実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 114,111,600 円を差し引くと 4,225,874,390 円(前年度比 93.2%増)となり、前年度と比較し 2,038,169,054 円の増となった。収支の黒字幅の指標として用いられる実質収支比率(実質収支額 4,225,874 千円 ÷ 標準財政規模 29,508,408 千円 × 100)では、本市は 14.3%(前年度比 6.6ポイント増)で、一般的に望ましいとされている3~5%を大幅に上回っている。

これを他市の令和2年度決算の数値と比較しても、全国の類似団体平均の 5.4%、県内各市平均の 7.6%を大幅に上回っている状況にある。

令和3年度の実質収支から令和2年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 2,038,169,054 円と

なった。

また、実質単年度収支については、令和3年度中において、財政調整基金を新たな積立額以上に取崩したため、単年度収支より153,857,847円少ない1,884,311,207円の黒字となった。

以上のとおり、形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支のいずれも黒字であり、直ちに収支不足に陥りかねないといった状況にはない。ただし、令和3年度の形式収支については、歳入の予算額に対する決算額が増大したことや歳出における執行残額の増大によるものであることから、一概に、収支状況が改善されたとはいえないことに留意する必要がある。

## ②歳入状況

歳入については、令和2年度の64,870,360千円と比較すると7,880,599千円減の56,989,761千円となった。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業費補助金等の増があったものの、特別定額給付金給付事業費補助金等の皆減による「国庫支出金」8,657,843千円の減が主な要因である。

その他にも、「市債」961,564千円の減、「繰入金」483,292千円の減等があり、「地方交付税」1,064,182千円の増、「繰越金」860,954千円の増等があったものの、歳入全体としては、減要因の額が増要因の額を上回ったことによるものである。

### 1)財源種別からみた歳入の状況(表3 一般会計 財源種別 前年度比較)

財源種別からみた歳入の状況は次のとおりである。

表3 一般会計 財源種別 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分	令和3年度		令和2年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
自主財源	20,678,482	36.3	20,767,718	32.0	△89,236	△0.4
依存財源	36,311,279	63.7	44,102,642	68.0	△7,791,363	△17.7
計	56,989,761	100.0	64,870,360	100.0	△7,880,599	△12.1

(単位:千円・%)

区 分	令和3年度		令和2年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
一般財源	34,714,171	60.9	33,086,363	51.0	1,627,808	4.9
特定財源	22,275,590	39.1	31,783,997	49.0	△9,508,407	△29.9
計	56,989,761	100.0	64,870,360	100.0	△7,880,599	△12.1

歳入状況を自主財源と依存財源の観点から見ると、令和3年度の自主財源は89,236千円の減(前年度比0.4%減)に対し、依存財源も7,791,363千円の減(前年度比17.7%減)となっている。自主財源の歳入総額に対する構成比率は36.3%、依存財源の歳入総額に対する構成比率は63.7%で、前年度と比べて自主財源の比重が4.3ポイント高くなった。

一方、一般財源と特定財源の観点から見ると、令和3年度の一般財源は1,627,808千円の増(前年度比4.9%増)に対し、特定財源は9,508,407千円の減(前年度比29.9%減)となっている。一般財源の歳入総額に対する構成比率は60.9%、特定財源の歳入総額に対する構成比率は39.1%で、前年度と比べて一般財源の比重が9.9ポイント高くなった。

## 2) 主な自主財源・依存財源の状況(表4 一般会計 主な自主財源及び依存財源 前年度比較)

主な自主財源・依存財源の状況は次のとおりである。

表4 一般会計 主な自主財源及び依存財源 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分	令和3年度		令和2年度		前年度比較			
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率		
主 な 自 主 財 源	市税	15,094,980	26.5	15,280,656	23.6	△185,676	△1.2	
	内 訳	市民税	6,321,380	11.1	6,367,556	9.8	△46,176	△0.7
		固定資産税	7,346,040	12.9	7,565,924	11.7	△219,884	△2.9
		市たばこ税	1,016,178	1.8	944,360	1.5	71,818	7.6
		その他	411,382	0.7	402,816	0.6	8,566	2.1
	分担金及び負担金	292,103	0.5	296,505	0.4	△4,402	△1.5	
	財産収入	106,137	0.2	52,987	0.1	53,150	100.3	
	繰入金	819,460	1.4	1,302,752	2.0	△483,292	△37.1	
	繰越金	2,560,840	4.5	1,699,886	2.6	860,954	50.6	
	その他	1,804,962	3.2	2,134,932	3.3	△329,970	△15.5	
計	20,678,482	36.3	20,767,718	32.0	△89,236	△0.4		
主 な 依 存 財 源	地方消費税交付金	3,092,152	5.4	2,855,862	4.4	236,290	8.3	
	地方特例交付金	425,181	0.7	112,208	0.2	312,973	278.9	
	地方交付税	11,143,154	19.6	10,078,972	15.5	1,064,182	10.6	
	内 訳	普通交付税	9,288,132	16.3	8,372,575	12.9	915,557	10.9
		特別交付税	1,592,587	2.8	1,341,407	2.1	251,180	18.7
		震災復興特別交付税	262,435	0.5	364,990	0.5	△102,555	△28.1
国庫支出金	13,740,352	24.1	22,398,195	34.5	△8,657,843	△38.7		



財 源	県支出金	4,037,171	7.1	4,000,134	6.2	37,037	0.9
	市債	3,000,300	5.3	3,961,864	6.1	△961,564	△24.3
	その他	872,969	1.5	695,407	1.1	177,562	25.5
	計	36,311,279	63.7	44,102,642	68.0	△7,791,363	△17.7
合 計		56,989,761	100.0	64,870,360	100.0	△7,880,599	△12.1

令和3年度の自主財源については、「繰越金」860,954千円の増等がある一方で、市税減収の他に、財政調整基金等からの「繰入金」483,292千円の減、土地開発公社の解散に伴う残余財産収入の皆減等による「諸収入」360,057千円の減等により、自主財源全体としては89,236千円の減となった。

また、依存財源においては、「地方交付税」1,064,182千円の増、「地方特例交付金」312,973千円の増等があるものの、「国庫支出金」8,657,843千円の減、「市債」961,564千円の減等により、依存財源全体としては7,791,363千円の減となった。

自主財源の根幹をなす「市税」については、たばこ税の税率引上げによる「市たばこ税」71,818千円の増があるものの、固定資産の評価替えに伴う経年減価による「固定資産税」219,884千円の減、新型コロナウイルス感染症の影響による「市民税」46,176千円の減等により、市税全体としては185,676千円の減となった。平成25年度以降、市税収入は153億円前後で推移してきたが、令和3年度は150億9千5百万円弱となった。これは、固定資産税の減という主たる要因に加えて、法人市民税の税率引下げに伴う法人税割額の減や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としての経済活動や移動の自粛要請による個人所得や企業収益の減によるものである。

なお、令和3年度予算では市税収入を143億6千1百万円と見込んでいたが、決算額は予算額より7億3千4百万円ほど多くなり、結果的には想定したほどの税収下落には至らなかった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰等による地域経済への影響が避けられない状況にあることから、より一層、税収の動向に注視していく必要がある。

### 3) 主な一般財源・特定財源の状況(表5 一般会計 主な一般財源及び特定財源 前年度比較)

主な一般財源・特定財源の状況は次のとおりである。

表5 一般会計 主な一般財源及び特定財源 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分		令和3年度		令和2年度		前年度比較		
		金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
主 な 一 般 財 源	市税	15,094,980	26.5	15,280,656	23.6	△185,676	△1.2	
	内 訳	市民税	6,321,380	11.1	6,367,556	9.8	△46,176	△0.7
		固定資産税	7,346,040	12.9	7,565,924	11.7	△219,884	△2.9
		市たばこ税	1,016,178	1.8	944,360	1.5	71,818	7.6
		その他	411,382	0.7	402,816	0.6	8,566	2.1
		地方消費税交付金	3,092,152	5.4	2,855,862	4.4	236,290	8.3
	地方特例交付金	425,181	0.7	112,208	0.2	312,973	278.9	
	地方交付税	11,143,154	19.6	10,078,972	15.5	1,064,182	10.6	
	内 訳	普通交付税	9,288,132	16.3	8,372,575	12.9	915,557	10.9
		特別交付税	1,592,587	2.8	1,341,407	2.1	251,180	18.7
		震災復興特別交付税	262,435	0.5	364,990	0.5	△102,555	△28.1
	繰入金(財政調整基金)	153,895	0.3	881,589	1.4	△727,694	△82.5	
	繰越金	2,560,840	4.5	1,699,886	2.6	860,954	50.6	
	臨時財政対策債	1,371,000	2.4	1,321,500	2.0	49,500	3.7	
	減収補填債特例分	0	0.0	160,283	0.2	△160,283	皆減	
	その他	872,969	1.5	695,407	1.1	177,562	25.5	
計	34,714,171	60.9	33,086,363	51.0	1,627,808	4.9		
主 な 特 定 財 源	分担金及び負担金	292,103	0.5	296,505	0.4	△4,402	△1.5	
	国庫支出金	13,740,352	24.1	22,398,195	34.5	△8,657,843	△38.7	
	県支出金	4,037,171	7.1	4,000,134	6.2	37,037	0.9	
	財産収入	106,137	0.2	52,987	0.1	53,150	100.3	
	繰入金(財政調整基金を除く)	665,565	1.2	421,163	0.7	244,402	58.0	
	市債(臨時財政対策債、減収補填債を除く)	1,629,300	2.9	2,409,500	3.7	△780,200	△32.4	
	減収補填債通常分	0	0.0	70,581	0.1	△70,581	皆減	
	その他	1,804,962	3.1	2,134,932	3.3	△329,970	△15.5	
	計	22,275,590	39.1	31,783,997	49.0	△9,508,407	△29.9	
合 計	56,989,761	100.0	64,870,360	100.0	△7,880,599	△12.1		

令和3年度の一般財源については、「財政調整基金繰入金」727,694千円の減、「市税」185,676千円の減等がある一方で、「地方交付税」1,064,182千円の増、「繰越金」860,954千円の増等により、一般財源全体としては1,627,808千円の増となった。

また、特定財源においては、「繰入金(財政調整基金を除く)」244,402千円の増等があるものの、「国庫支出金」8,657,843千円の減等により、特定財源全体としては9,508,407千円の大幅減となった。

一般財源の中で「市税」に次いで大きな比重を占める「地方交付税」については、前年度と比べて1,064,182千円の増となった。これは、「地方交付税」のうち、課税免除終了に伴う減収補填の減による震災復興特別交付税102,555千円の減があるものの、国税収入の上振れなどによる普通交付税915,557千円の増や、除排雪経費等に対する特別交付税251,180千円の増があったことによる。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減収補填債を活用したが、令和3年度は減収補填債を活用することなく皆減となった。

### ③歳出状況

歳出については、令和2年度の62,309,520千円と比較すると9,659,744千円減の52,649,776千円となった。

これは主に、特別定額給付金の皆減等による「民生費」の減が要因である。その他にも、行仁小学校校舎等の建設及び解体に係る工事請負費等の減等による「教育費」の減があり、除排雪対策に要する経費の増等による「土木費」の増や、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料の増等による「衛生費」の増があったものの、歳出全体としては、減要因の額が増要因の額を上回ったことによるものである。

新型コロナウイルス感染症による影響への対応に関しては、令和3年度においても、市民生活を守り、地域活力を再生していくための4つの取組の中で事業を展開した。具体的には、感染拡大防止への取組としての新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託料418,250千円、暮らし・雇用・事業者を守る取組としての住民税非課税世帯等臨時特別給付金1,174,700千円や子育て世帯への臨時特別給付金1,693,350千円、収束局面での地域経済活動の回復としてのプレミアム商品券事業補助金129,912千円、感染症等の非常時に強い社会経済構造の構築としての道路台帳電子化推進業務委託料112,200千円等である。

令和3年度は、歳出における執行残額が20億円を超え、近年で最高額となった。その要因として、令和3年度は特に、「土木費」の各種建設工事における工事請負契約請差の増や、「商工費」の緊急経済対策事業費における助成制度利用の低調等が挙げられる。なお、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による各種イベント等の中止や開催方法の変更を理由とした執行残も見られた。

#### 1) 目的別経費の状況(表6 一般会計 目的別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

目的別経費の状況は次のとおりである。

表6 一般会計 目的別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な目的別経費（普通会計ベース）			
	令和3年度	令和2年度	前年度比較		令和3年度(円)	令和2年度(円)		
	金額(千円)	金額(千円)	増減額(千円)	増減率(%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
1 議会費	361,031	367,508	△6,477	△1.8	3,113	3,129	2,558	4,072
2 総務費	5,572,151	5,861,461	△289,310	△4.9	48,604	151,557	149,791	210,695
3 民生費	23,693,312	32,699,253	△9,005,941	△27.5	205,151	178,632	168,204	177,983
4 衛生費	4,238,892	3,422,251	816,641	23.9	37,327	29,914	33,620	46,908
5 労働費	58,531	60,922	△2,391	△3.9	978	1,014	768	886
6 農林水産業費	1,458,927	1,418,436	40,491	2.9	12,539	11,857	4,252	43,802
7 商工費	1,782,121	2,432,091	△649,970	△26.7	15,126	20,635	13,658	35,049
8 土木費	5,377,115	4,690,196	686,919	14.6	39,499	34,359	38,442	63,878
9 消防費	1,733,400	1,715,428	17,972	1.0	15,000	14,658	14,439	22,227
10 教育費	4,503,403	5,882,224	△1,378,821	△23.4	40,947	50,748	51,169	64,131
11 災害復旧費	5,896	12,370	△6,474	△52.3	51	106	1,037	33,284
12 公債費	3,864,997	3,747,380	117,617	3.1	37,082	35,950	32,138	43,194
合 計	52,649,776	62,309,520	△9,659,744	△15.5	455,417	—	—	—

参考資料:福島県市町村決算分析表

目的別歳出の状況について、一般会計ベースでの経費を令和2年度と比較すると、減少額及び減少率が大きかったものは、「民生費」9,005,941千円(前年度比27.5%減)、「教育費」1,378,821千円(前年度比23.4%減)、「商工費」649,970千円(前年度比26.7%減)である。

このうち「民生費」は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金等の増があったものの、主に特別定額給付金の皆減や、ひとり親世帯臨時特別給付金の皆減等により大幅な減となった。「教育費」は、GIGAスクール構想整備事業費の備品購入費の増や城北小学校プール附属棟及び駐車場整備に係る工事請負費の増があるものの、行仁小学校校舎等の建設及び解体に係る工事請負費の減や小中学校LAN整備に係る委託料及び工事請負費の皆減により減となった。「商工費」については、新型コロナウイルス感染症による県の非常事態宣言に伴い、市の事業者支援金の皆増があったものの、事業継続支援金・事業再開助成金の皆減や、会津若松徳久工業団地に係る用地取得助成金の皆減等により減となったものである。

一方、増加額及び増加率が大きかったものは「衛生費」816,641千円(前年度比23.9%増)、「土木費」686,919千円(前年度比14.6%増)である。

このうち「衛生費」は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料やワクチン接種コールセンター等

業務委託料の皆増に加え、会津若松地方広域市町村圏整備組合(以下「整備組合」という。)衛生費負担金の増等により増となった。「土木費」については、除排雪対策に要する経費の増や道路台帳電子化推進業務委託料の皆増等により増となった。

次に、住民一人当たりの経費についてであるが、ここでは類似団体平均と県平均とを比較するために普通会計ベースでの値を用いることとする。令和3年度の歳出額で最も金額が大きいのは「民生費」205,151円であるが、令和2年度の178,632円より26,519円増加しており、令和2年度の類似団体平均及び県平均を上回っている。次いで金額が大きいのは「総務費」48,604円であり、令和2年度の151,557円より102,953円減少している。これは、令和2年度は国の算定ルールに基づき特別定額給付金を普通会計ベースの「総務費」で算定したが、令和3年度はこの分が皆減となったためである。

## 2)性質別経費の状況(表7 一般会計 性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

性質別経費の状況は次のとおりである。

表7 一般会計 性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な性質別経費(普通会計ベース)			
	令和3年度	令和2年度	前年度比較		令和3年度(円)	令和2年度(円)		
	金額(千円)	金額(千円)	増減額(千円)	増減率(%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
人件費	8,371,642	8,030,670	340,972	4.2	72,533	68,748	61,284	80,402
扶助費	15,888,953	13,233,014	2,655,939	20.1	137,501	113,078	109,118	82,802
公債費	3,864,997	3,747,380	117,617	3.1	37,082	35,950	32,137	43,194
小計(義務的経費)	28,125,592	25,011,064	3,114,528	12.5	247,116	217,776	202,539	206,398
物件費	7,132,477	6,369,955	762,522	12.0	61,338	54,020	57,972	105,391
維持補修費	1,570,271	1,184,639	385,632	32.6	13,589	10,123	3,580	10,298
補助費等	6,476,809	18,422,252	△11,945,443	△64.8	56,042	157,412	144,924	179,519
積立金	121,237	705,824	△584,587	△82.8	1,049	6,031	13,442	52,473
投資・出資・貸付金	736,080	738,098	△2,018	△0.3	6,370	6,307	6,483	9,496
繰出金	5,417,001	5,513,709	△96,708	△1.8	43,063	42,985	36,000	43,986
普通建設事業費	3,064,413	4,351,609	△1,287,196	△29.6	26,799	37,798	44,161	105,262
災害復旧事業費	5,896	12,370	△6,474	△52.3	51	106	1,036	33,284
合 計	52,649,776	62,309,520	△9,659,744	△15.5	455,417	—	—	—

参考資料:福島県市町村決算分析表

性質別歳出の状況について、一般会計ベースでの経費を令和2年度と比較すると、減少額及び減少率が大きかったものは、特別定額給付金の皆減等による「補助費等」11,945,443千円(前年度比64.8%減)である。次いで、行仁小学校校舎等の建設及び解体に係る工事請負費の減等による「普通建設事業費」1,287,196千円(前年度比29.6%減)である。

増加額及び増加率が大きかったものは、「扶助費」2,655,939千円(前年度比20.1%増)である。これは主に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金等の増によるものである。次いで、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料や道路台帳電子化推進業務委託料の皆増等による「物件費」762,522千円(前年度比12.0%増)である。

次に、住民一人当たりの経費についてであるが、令和3年度の歳出額で最も金額が大きいのは「扶助費」137,501円であり、令和2年度の113,078円より24,423円増加している。これは、新型コロナウイルス感染症に伴う子育て世帯や住民税非課税世帯への臨時特別給付金等の増によるものである。

「人件費」、「扶助費」、「公債費」といった支出に裁量の余地が少ない「義務的経費」については、令和3年度において令和2年度より29,340円増加し、その歳出総額に占める割合は普通会計ベースで54.3%となり、令和2年度における40.9%よりも13.4ポイント高い割合となっている。これは、「補助費等」の金額の大幅な減により、歳出総額に占める「義務的経費」の割合が相対的に高くなったためである。

#### ④財政状況

##### 1)財政指標の状況(表8 財政指標の推移)

財政指標の状況は次のとおりである。

表8 財政指標の推移(普通会計ベース)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	類似団体平均 (令和2年度)	県内各市平均 (令和2年度)
財政力指数	0.625	0.631	0.624	0.792	0.610
経常収支比率	90.7%	90.6%	85.6%	93.9%	92.1%
実質公債費比率	5.6%	5.1%	4.8%	4.1%	7.3%
将来負担比率	27.2%	37.5%	30.8%	19.1%	33.7%

歳入と歳出を国の基準に基づいて比べた指数で、これが高いほど財政的にゆとりがあるとされる財政力指数は、令和3年度は0.624で令和2年度より僅かに低くなった。令和2年度の県内各市平均0.610よりは若干高いものの、類似団体平均0.792と比較し依然として低い水準であり、財政的な余裕は比較的少ないといえる。

財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す経常収支比率は、前年度より5.0ポイント下がり85.6%となった。この数値から、市の財政構造の硬直化が緩和されたかのようにも見えるが、これは令和3年度特有の財政運営によるものであり、弾力性の面では依然として厳しい状況が続いていることから、引き続き数値の動向に留意していく必要がある。なお、本

比率は、令和2年度における類似団体平均 93.9%及び県内各市平均 92.1%と比較して下回っている。

実質公債費比率については、平成 18 年度の 19.3%から逡減し、令和3年度は前年度から 0.3 ポイント下がり 4.8%となった。長期的な逡減の要因としては、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する取組の効果が表れたものと考えられるが、令和3年度における低減は、これに加えて、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の増加などにより、標準財政規模が増大したことが要因として挙げられる。本比率は、令和2年度の県内各市平均 7.3%を下回っているが、類似団体平均 4.1%と比較して高くなっている。

将来負担比率については、令和3年度は 30.8%となり、前年度から 6.7 ポイント下がった。これは、整備組合におけるし尿処理施設の整備等により、整備組合に対する市の負担額が増加したものの、市債現在高が減少したことや標準財政規模が増大したことなどによるものである。

今後、市における庁舎整備事業や、整備組合におけるごみ焼却施設整備事業等による市負担額の増加により、実質公債費比率及び将来負担比率ともに増大することが予想されることから、これらの財政指標の動向を注視していく必要がある。

## 2)市債管理の状況(表9 市債借入額と償還額の推移)

市債管理の状況は次のとおりである。

表9 市債借入額と償還額の推移(普通会計・決算ベース)

(単位:千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
通常の元金償還額	4,946,202	4,473,878	4,383,602	4,221,248	3,970,832	3,969,690	4,089,373
繰上償還額	771,603	0	423,560	0	0	0	0
元金償還合計額	5,717,805	4,473,878	4,807,162	4,221,248	3,970,832	3,969,690	4,089,373
新規発行額	4,683,300	3,667,600	5,024,400	4,773,700	3,878,800	4,002,964	3,017,700
年度末残高	45,849,907	45,043,629	45,260,867	45,813,319	45,721,287	45,754,561	44,682,888
実質公債費比率	10.8%	8.8%	7.3%	6.2%	5.6%	5.1%	4.8%

※年度末残高には、災害援護資金は含まれていない。

地方公共団体の地方債の発行に当たっては、平成 17 年度までは国・県の許可を必要としたが、平成 18 年度からは実質公債費比率が 18%未満の団体は国・県との協議に基づく同意のみで起債が可能となった。しかし、本市の当時の実質公債費比率が 18%以上であったことから、一般会計において新規市債発行額を元金償還額以下に抑制することにより、地方債残高を低減する取組を行ってきた。その結果、平成 22 年度においては実質公債費比率が 18%を下回り、協議団体に移行した。平成 28 年度からは対象とする会計を一般会計から普通会計に広げた。さらに、平成 30 年度からは、臨時財政対策債の発行額及び元金償還額を対象から除外し、普通会計において、投資的経費に充当する市債の新規発行額を平成 30 年度から令和3年度までの4年間合計で元金償還額以下に抑えるという方針で市債管理を実施し、令和3年度における実質公債費比率は 4.8%となり、前年度に比べ 0.3 ポイントの減と

なったところである。

令和3年10月に、市債管理についてのこれまでの取組の総括及び令和4年度以降の取組が公表された。この中で、令和3年度までの市債管理の方法では、新規発行可能な市債額が元金償還額の減少とともに抑制されること、交付税措置の有無が市債管理に反映されないこと、整備組合の施設整備に係る財政負担を市債管理に反映できないことなどの課題が報告された。こうしたことから、令和4年度以降は、これまでの新規市債発行額と元金償還額を重視する管理ではなく、実質公債費比率の活用により、交付税措置や整備組合負担金を反映した実質的な負担を重視する管理を行っていくことが示された。

具体的には、各年度の実質公債費比率が6%程度となることを目標に、毎年度の実質公債費比率の将来推計と財政見通しの作成を通して、後年度の収支均衡が損なわれない市債発行の目安額を設定し、その範囲内で借入れを行っていくことを基本としながら管理するというものである。

今後は、これまでの経過を踏まえた新たな取組を行うこととなるが、より一層、実質公債費比率に留意しながら適正な市債管理に努めていく必要がある。

### 3) 基金の状況(表10 一般会計 基金積立状況、表11 財政調整基金及び減債基金積立・取崩状況、表12 財政調整基金残高及び減債基金残高の他市との比較)

基金の状況は次のとおりである。

表10 一般会計 基金積立状況

(単位:千円)

基金名	令和2年度末残高	決算年度中増減額	令和3年度末残高
1 国際的ふるさと会津創生基金	179,832	△17,070	162,762
2 奨学資金給与基金	21,665	△1,598	20,067
3 庁舎整備基金	4,092,344	△141,183	3,951,161
4 社会福祉基金	62,798	5,121	67,919
5 財政調整基金	1,857,747	△153,858	1,703,889
6 郷土研究奨励基金	9,846	△140	9,706
7 減債基金	606,689	△99,888	506,801
8 遠藤恵也図書購入基金	10,016	0	10,016
9 院内御廟整備基金	8,293	△4,692	3,601
10 ふるさと・水と土保全基金	644	0	644
11 河東地域ふるさと創生基金	6,800	△477	6,323
12 板橋好雄奨学 資金貸与基金	現金	223	6,151
	貸付金	△223	5,736
13 子ども未来基金	50,057	4,037	54,094
14 ふるさと寄附金基金	22,511	18,454	40,965
15 公共施設維持整備等基金	1,110,755	△138,956	971,799
16 まちの拠点整備等基金	1,128,186	△12,439	1,115,747
17 森林環境基金	13,036	7,659	20,695
18 企業版ふるさと寄附金基金	0	11,000	11,000
合計(現金のみ)	9,187,147	△523,807	8,663,340



表11 財政調整基金及び減債基金積立・取崩状況

(単位:円)

区 分	財政調整基金		減債基金	
	令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末
積立額(A)	164,651	37,153	51,705	112,182
取崩額(B)	881,589,000	153,895,000	0	100,000,000
増減額(A)-(B)	△881,424,349	△153,857,847	51,705	△99,887,818
現在高	1,857,747,790	1,703,889,943	606,689,638	506,801,820

表12 財政調整基金残高及び減債基金残高の他市との比較

(単位:千円)

年 度	区 分	会津若松市	福島県内各市 (平均)	類似団体 (平均)
令和2年度末	財政調整基金残高	1,857,747	4,471,262	3,811,767
	減債基金残高	606,689	1,641,023	979,914
令和3年度末	財政調整基金残高	1,703,889	—	—
	減債基金残高	506,801	—	—

一般会計の基金については、令和3年度末における残高が8,663,340千円となっており、令和2年度末残高と比べ523,807千円の減(前年度比5.7%減)となった。これは、主に財政調整基金、庁舎整備基金及び公共施設維持整備等基金の取崩しによる減が大きかったことによるものである。

減債基金については、令和3年度において112,182円の積立て及び100,000千円の取崩しを行った。

また、財政調整基金については、令和3年度における153,895千円の取崩しなどにより、当該年度末残高は1,703,889千円となった。この残高は、財政調整基金の目安とされる標準財政規模約295億円の10%である約29億5千万円より約12億4千万円足りておらず、令和2年度の県内各市平均及び類似団体平均の半分以下と少ない状況にある。

なお、地方財政法の規定に基づき、令和3年度の歳入歳出の決算剰余金のうち2分の1を下回らない金額を基金へ積み立てるか、地方債の繰上償還の財源へ充てなければならない。令和4年度9月補正予算において、財政調整基金等への積立てが見込まれており、これらの基金の推移を注視していくことが求められる。

## ⑤まとめ

### 1) 収支状況

令和3年度の決算額について、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支は4,339,985千円の黒字であり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は4,225,874千円となり、過去最高の黒字額となった。また、前年度以前からの収支の累積(繰越金等)を表す実質収支の前年度との差となる単年度収支も2,038,169千円のプラスとなった。

さらに、単年度収支に実質的な黒字要素(財政調整基金の積立額及び地方債繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を差し引いた実質単年度収支についても、1,884,311千円のプラスとなったところである。このように令和3年度の収支状況は、形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の全てにおいて黒字の決算となった。

実質収支額は、収支決算における予備費を除く歳出の執行残額(予算額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた額)に予備費の残額を加え、さらに歳入予算に対する増減額を加えた額と一致するものである。また、この額は翌年度への繰越金となり、過去10年間平均の繰越金が約18億5千万円であったことと比べ、前年度の増加に引き続き、令和3年度の繰越金は2倍以上の大幅な増加となった。その理由について、前年度は繰越金の構成要素である執行残額が例年に比べ大幅に増加したことに起因していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して予算縮小した市税の持ち直し、また、国の補正予算に伴う国庫支出金の当初予算からの増大などにより、歳入予算に対する増額分が約21億円に膨れ上がったことが主な要因である。一方で、新型コロナウイルス感染症対策事業や各種建設事業等による執行残額も約20億円と例年に比べると多くなっている。

令和3年度の収支状況は、一見すると軒並み改善しているようだが、新型コロナウイルス感染症への対応の難しさがあったとはいえ、当初予算編成時における見積りの甘さはなかったのか、補正予算編成においてもその都度歳入に見合った歳出として市民サービスに的確な対応が図られたのかなど、今後の検証等も必要になってくると考える。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う歳入超過及び執行残額による実質収支額の増は、翌年度の財政調整基金の積立額にも大きく影響する。当然このような状況は、正常な収支の流れとは言い難く、今後の財政調整基金の在り方、さらには、実質収支額の大幅な変動によって、次年度以降の財政状況や財政指標にも多大な影響を及ぼすことに十分留意する必要がある。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症拡大は既に第7波を迎えており、その収束は未だ不透明ではあるが、こうした状況を踏まえ、これまで以上に正確な見積りに基づく予算編成と市民の負託に応えるべく的確な支出に留意し、予算の議決により市民に約束した各種事業の執行については、効率的かつ効果的に実施していくという堅実な財政運営がこれまで以上に重要となっている。

### 2) 歳入・歳出状況

歳入決算総額は、前年度に比べ7,880,599千円減の56,989,761千円となっているが、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業費補助金等の増があったものの、特別定額給付金給付事業費補助金等の皆減が主な要因である。これにより、一般財源・特定財源の区分では、用途を特定されない一般財源の1,627,808千円の増(前年

度比 4.9%増)に対し、特定財源は 9,508,407 千円(前年度比 29.9%減)の大幅な減となっており、一般財源の比率は 9.9 ポイント上昇した。

そうした中で、自主財源であり、また一般財源でもある市税については、前年度に比べ固定資産の評価替えに伴う経年減価による固定資産税の減等により 185,676 千円の減となったが、かろうじて 150 億円台を確保した状況にある。加えて、依存財源ではあるが、用途が特定されない一般財源としての地方交付税は 11,143,154 千円となっており、普通交付税が対前年度比で 915,557 千円増の 9,288,132 千円、除排雪経費等の特殊要素を加味した特別交付税も対前年度比で 251,180 千円増の 1,592,587 千円などにより、前年度より 10.6%の増となっている。

また、自主財源・依存財源の区分では、自主財源は市税、繰入金及び諸収入等における減少はあったものの繰越金の増加により、自主財源全体では前年度と比して 89,236 千円の減少にとどまり、依存財源は前年度の特別定額給付金給付事業費補助金等の皆減により大幅な減少となったため、自主財源比率は 4.3 ポイント上昇した。

地方自治体が一般財源を増やすには、市税を増やすこと、地方交付税の基準財政需要額に関係する基礎数値(人口や面積等)を増やすこと、そして義務的経費(人件費、公債費、扶助費)を減らすことが、基本的な方策となる。

そこで、歳入における一般財源の推移を見てみると、近年のピークは市町村合併の影響が続いた平成 25 年度の 33,740,715 千円である。その後、平成 27 年度から合併算定替の縮減による普通交付税等の減少が始まり、財政調整基金からの繰入金を除いた金額は、令和 2 年度の 32,204,774 千円まで徐々に減少してきていたが、令和 3 年度はピーク時を上回る 34,560,276 千円となった。これは、市税の減や減収補填債特例分の皆減などがあったものの、地方交付税や繰越金などの増によるものである。特に、繰越金は 2,560,840 千円で前年度と比して 860,954 千円の増となっており、令和 4 年度についても繰越金の大幅な増加による一般財源の増加が見込まれるところである。

一方で、歳出における性質別経費を見てみると、令和 3 年度も義務的経費といわれる「人件費」「扶助費」「公債費」がそれぞれ増加し、一般会計ベースで 28,125,592 千円(構成比 53.4%)に膨れ上がっている。普通会計ベースの住民一人当たりの経費に置き換えると、類似団体平均等に比べて、依然として高い数値であることに留意しなければならない。

令和 3 年度の歳入・歳出状況を考察するに当たっては、歳入・歳出の総額が昨年度より大幅に減少しており、歳入の自主財源・依存財源及び一般財源・特定財源の区分内容や、歳出の目的別経費・性質別経費の内訳については、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、例年の決算状況に比べて本来の財政構造の分析が困難となっている。

しかしながら、こうした状況下でも、市庁舎整備という歴史的な事業が既に進行しており、整備組合の事業についても廃棄物処理施設等の更新に伴う継続的かつ多額の支出が予定されていることから、今後の財政負担については、中期財政見通しにおいて、常に最新の状況変化を加味した負担額の推移を見込みながら、財政運営に取り組んでいくことが重要となってきている。

### 3)財政状況

#### ア 財政指標及び市債管理の状況

国が定めた財政分析指標を活用して、本市の財政状況を検証すると、財源の余裕度を示す財政力指数は令和2年度より僅かに低い0.624となっており、これは令和2年度の類似団体平均より低く、県内各市平均よりも高くなっている。

他の指標については、実質収支額や経常的一般財源が大幅な増加となり、算定基礎となる標準財政規模が増加したことでほとんどの数値が改善された内容を示している。

財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、前年度より5.0ポイント改善し85.6%となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた財政指標においては、実質公債費比率は0.3ポイント下がり、将来負担比率は6.7ポイント下がったところである。実質公債費比率の低下は、標準財政規模の増加によるもののほか財政健全化に向けた本市独自の財政規律であるこれまでの取組成果の表れといえる。

この市債管理については、これまで段階的に見直してきた経過にあり、令和3年度も臨時財政対策債を除き、平成30年度から令和3年度までの4年間合計で普通会計の新規市債発行額を元金償還額以下に抑えることができている。

こうした中、令和3年10月に、今後の必要な公共投資と健全な財政運営を図ることを目的として、令和4年度以降の市債管理については、市及び整備組合にかかる実質的な負担を重視した市債管理を行うものとし、その指標として実質公債費比率を活用していくこととしたところである。

今般の決算に伴い、地方交付税等の大幅な増加に起因し、標準財政規模を押し上げ、結果、実質公債費比率及び将来負担比率も改善されたわけであるが、実質公債費比率はあくまでも決算における指標であり、予算編成時においては単なる目安でしかない。

これが、財政規律を守る一旦と据えるならば、そもそも市債額を確定する際には、事業の必要性などについて行政評価等を通して中期財政見通しに確実に位置付ける必要があり、そのためには企画政策部門と財政部門のより一層の連携が重要となってくる。さらに、整備組合の大型事業に係る負担見込額についても、市の実質公債費比率の算定式に含まれ、比率の数値を押し上げる要素となるため、その動向についても慎重な分析に留意する必要がある。

#### イ 財政調整基金と今後の取組

令和3年度の決算状況を当初予算や補正予算の対応状況から見ると、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を含めた補正予算として、当初追加補正も含めて15回、6,400,676千円が措置された。その財源として、主に財政調整基金を取り崩すこととなったが、その取崩額は153,895千円にとどまっている。これは、令和3年度9月補正予算において、令和2年度の繰越金が大幅に増えたことから、財政調整基金からの繰入れを行う必要がなかったためであり、結果して年度間の取崩額は例年に比して大幅に減少したものである。これまで、本市では財政調整基金を当初予算の財源として見込み、前年度決算の動向を踏まえた積増しによりローリングをしてきたが、令和4年度9月補正時点では目標となる約29億円強の残高を確保する見通しとなっている。

自治体の決算は、予算執行の結果と実績を明らかにすることで、市民や議会に対して、予算が議決に

則って誠実かつ適正に執行されたことを検証するための判断材料として提供するものである。このため歳入歳出全体の執行状況を的確に把握し、必要があれば補正予算において調整をすることが望ましい財政運営であり、歳入歳出の増減により翌年度の繰越額を過大にすることは極力控えなければならない。

令和3年度決算を踏まえた本市の財政状況については、単年度の決算だけを見ると、財政指標もほぼ問題なく、実質収支も過去最高額という大幅な黒字であったが、財政調整基金残高は 1,703,889 千円まで減少することとなった。これについては、令和4年度には決算剰余金を活用して、標準財政規模の10%を目安としている目標額まで積み増すことが可能となり、一定のプラス効果があるといえる。一方で、新型コロナウイルス感染症対策の影響を除いた本市の財政状況、とりわけ財政力指数は伸びていない中で実質収支等の状況が実際はどのような状態にあるのかについては、新型コロナウイルス感染症という特殊要因を除いたベースでの分析を行い、今後の財政運営を見極めていくことが重要な課題になるものと考えらる。

本市では、総合計画や各種個別計画に基づき、総合的かつ個別的な行財政運営を行ってきたが、とりわけ現在は、国・県の支援を得ながら行政デジタル・トランスフォーメーション(以下「行政DX」という。)に積極的に取り組んでいる。行政DXは、市民サービスの向上を図るために、デジタル技術を活用して市の組織や業務の再構築を行い、もって地域経済の持続的かつ健全な発展と市民の幸福な生活を実現することにほかならない。そのため、引き続き短期的な課題と中長期的な課題を整理した上で、効率的かつ効果的な行財政運営が図られるよう対応していかなければならない。

行政課題の中でも、特に、人口減少、少子化対策は、喫緊の最重要課題として庁内において組織的かつ有機的な対策に取り組んでいる。これはまた、全ての地方公共団体が課せられている共通の課題であり、一朝一夕にして解決策が見いだせるものではないが、是非、スマートシティを推進している本市から何らかの発信ができるよう期待するものである。

さらに、本市は会津地方の中心都市として、工業・商業・観光・農業などの産業振興策やICT等も活用した地域振興策に取り組み、その成果を上げてきたが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響が長く影を落とし、地域経済を取り巻く環境においては先の見通しを立てにくい厳しい状況が続いている。市の施策は国・県の動向に大きく左右される状況にあるが、これまでも増して感染拡大防止と社会経済活動との両立に取り組んでいかなければならない局面となっている。今後は、市民満足度を維持し、活力ある市政運営を進めていくために、経年の縮小傾向にある一般財源の確保と有効活用に努めながら、これまで以上に全体最適性の視点を持って行財政改革に取り組む必要性が高まっているものと思料する。

⑥用語説明

項目	用語説明
普通会計	個々の地方公共団体は各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な掌握及び比較を行うため、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のもの。 本市の場合、一般会計と扇町土地区画整理事業特別会計のうち、保留地処分に係る事業費を除いたものを合算したものを。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。 実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。  (計算式) 実質収支 ÷ 標準財政規模 × 100
經常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度經常的に支出される経費(經常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度經常的に収入される一般財源(經常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。 この指標は、經常的経費に經常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。  (計算式) 經常経費充当一般財源 ÷ 經常一般財源(減収補填債特例分及び臨時財政対策債を含む) × 100
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。  (計算式) 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額(3か年平均)
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。(※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額) 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。  (計算式)  $\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$  (3か年平均)  準元利償還金：次のイからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子

<p>将来負担比率</p>	<p>地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。(※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額) 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。</p> <p>(計算式)</p> $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>将来負担額：次のイからチまでの合計額  イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高  ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)  ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額  ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額  ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額  へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額  ト 連結実質赤字額  チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</p> <p>充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金</p>
---------------	---

(2)特別会計(地方公営企業会計を除く)意見

①収支状況(表1 各特別会計 収支状況)

収支状況は次のとおりである。

表1 各特別会計 収支状況

(単位:円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (C)=(A)-(B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E)=(C)-(D)	実質単年度 収支
国民健康保険	11,544,477,944	11,221,139,662	323,338,282	485,000	322,853,282	21,540,129
観光施設事業	95,877,189	95,074,578	802,611	0	802,611	△3,590,046
地方卸売市場事業	80,220,837	75,437,639	4,783,198	0	4,783,198	1,085,793
扇町土地区画整理事業	733,725,841	613,451,446	120,274,395	0	120,274,395	47,609,530
介護保険	13,283,698,701	12,973,151,950	310,546,751	0	310,546,751	△351,375,747
三本松地区宅地整備事業	110,001,077	561,000	109,440,077	0	109,440,077	△561,000
後期高齢者医療	1,422,715,528	1,411,509,517	11,206,011	0	11,206,011	2,908,391
合 計	27,270,717,117	26,390,325,792	880,391,325	485,000	879,906,325	△282,382,950

各特別会計ごとの歳入歳出決算の収支状況は上記のとおりであり、特別会計の中には実質単年度収支がマイナスとなっているものもあるが、形式収支及び実質収支については、全ての特別会計が黒字となっており、7特別会計のそれぞれの収支状況を見ても問題がある状況にはない。

②一般会計からの繰入金(表2 一般会計からの繰入金の状況)

一般会計からの繰入金は次のとおりである。

表2 一般会計からの繰入金の状況

(単位:千円)

区 分		令和3年度		令和2年度		比較増減
		繰入金額	歳入に占める割合 (%)	繰入金額	歳入に占める割合 (%)	
会普通	扇町土地区画整理事業	460,800	62.8	493,925	60.6	△33,125
公営 企業 会計	観光施設事業	33	0.0	47,801	41.1	△47,768
	地方卸売市場事業	7,122	8.9	28,301	26.0	△21,179
	三本松地区宅地整備事業	0	0.0	0	0.0	0
事業 会計 その 他の 公 営	国民健康保険	1,296,058	11.2	1,297,599	11.5	△1,541
	介護保険	2,034,301	15.3	2,039,071	15.7	△4,770
	後期高齢者医療	380,447	26.7	378,057	26.5	2,390
合 計		4,178,761	15.3	4,284,754	15.9	△105,993



一般会計からの繰入金合計額は、4,178,761千円であり、前年度と比べ105,993千円の減となっているが、特別会計の歳入総額27,270,717千円に占める割合は15.3%と依然として高い水準にあるといえる。

繰入金は各特別会計の事業執行上欠くことのできない重要な財源として一定の基準等により繰り入れられるものであり、その割合は、財務内容等により異なっているが、特別会計は特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区分して経理管理が行われる会計であることを考慮すると、過度に一般会計からの繰入金に頼ることなく、各会計において一層の歳入確保に努める必要がある。

とりわけ、地方財政法施行令第46条の規定により公営企業と位置付けられる事業については、地方財政法第6条の規定により、いわゆる基準内経費に該当する経費を除き、独立採算によることが求められていることから、繰入基準の一層の明確化とその適切な運用に努めながら、経営体質の強化を図っていく必要がある。

### ③特別会計の市債残高(表3 一般会計及び特別会計に係る市債現在高状況)

特別会計の市債残高は次のとおりである。

表3 一般会計及び特別会計に係る市債現在高状況 (単位:円)

区 分		令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率(%)
一般会計		42,645,322,592	43,336,065,007	△690,742,415	△1.6
特別会計	観光施設事業	98,000,000	33,000,000	65,000,000	197.0
	地方卸売市場事業	34,400,000	34,400,000	0	0.0
	扇町土地区画整理事業	2,037,565,570	2,418,496,772	△380,931,202	△15.8
	計	2,169,965,570	2,485,896,772	△315,931,202	△12.7
合 計		44,815,288,162	45,821,961,779	△1,006,673,617	△2.2

7特別会計のうち市債残高があるものは、上記の3特別会計である。令和3年度末市債残高の合計は2,169,965千円であり、令和2年度末と比較すると315,931千円(前年度比12.7%減)の減となっている。これは主に、観光施設事業特別会計において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減収による資金不足に対応するため、昨年度に引き続き市債を調達することになったものの、扇町土地区画整理事業特別会計においては、その事業量の減少から市債残高についても減少したため、特別会計全体の市債残高としては減となったところである。

令和3年度は一般会計で690,742千円の減となり、全会計の市債残高も1,006,673千円の減となっている。このように財政の健全化を考えるに当たって、一般会計のみならず、特別会計も含めたトータルの捉え方も必要であり、そうした意味において、今後とも特別会計の市債残高の動向に留意していく必要がある。

#### ④各特別会計の収支状況

特別会計全体についての決算審査意見は上記のとおりであるが、個別の特別会計のうち、付すべき意見としては次のとおりである。

##### 1) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の状況は次のとおりである。

##### 加入世帯数及び被保険者数

区 分	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率(%)
加入世帯数(世帯)	16,028	16,330	△302	△1.8
被保険者数(人)	24,457	25,286	△829	△3.3

##### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	2,064,126,347	2,103,028,359	△38,902,012	△1.8
	国庫支出金	8,257,000	19,735,000	△11,478,000	△58.2
	県支出金	7,841,768,083	7,607,519,674	234,248,409	3.1
	繰入金	1,296,058,617	1,297,599,288	△1,540,671	△0.1
	その他	334,267,897	284,049,604	50,218,293	17.7
	合計(A)	11,544,477,944	11,311,931,925	232,546,019	2.1
歳出	総務費	332,918,957	352,876,035	△19,957,078	△5.7
	保険給付費	7,762,892,087	7,531,433,444	231,458,643	3.1
	国民健康保険事業費納付金	2,957,597,245	2,850,155,415	107,441,830	3.8
	保健事業費	119,492,490	117,879,673	1,612,817	1.4
	準備金積立金	781,883	93,875,949	△93,094,066	△99.2
	諸支出金	47,457,000	64,398,256	△16,941,256	△26.3
	合計(B)	11,221,139,662	11,010,618,772	210,520,890	1.9
形式収支(C) = (A) - (B)		323,338,282	301,313,153	22,025,129	7.3
翌年度に繰り越すべき財源(D)		485,000	0	485,000	皆増
実質収支(E) = (C) - (D)		322,853,282	301,313,153	21,540,129	7.1

※歳入合計額(11,544,477,944円)には、未還付額2,245,500円が含まれている。

国民健康保険準備金の状況

(単位:千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度末現在高	84,255	293,419	199,930	293,806	294,588

国民健康保険については、制度改革により平成 30 年度から「財政運営の県単位化」となり、県は財政運営の責任主体に、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うという役割分担で実施されている。県では福島県国民健康保険運営方針(令和3年3月改正)に基づき、令和5年度までを保険税水準の統一に向けた医療費格差の縮小や市町村事務の標準化、保険料収納率向上等の取組期間とし、令和6年度から令和 10 年度までの移行期間を経て、令和 11 年度を県統一保険料率の統一予定時期としている。

本市の令和3年度の国民健康保険特別会計の歳入総額は、令和2年度に比べ 232,546,019 円増(前年度比 2.1%増)の 11,544,477,944 円、歳出総額は、令和2年度に比べ 210,520,890 円増(前年度比 1.9%増)の 11,221,139,662 円となり、歳入歳出差引額である形式収支は、323,338,282 円の黒字となっている。

歳入総額が増となった主な理由は、保険給付費の増加に伴い、その補填財源となる県支出金(普通交付金)が増加したことによるものである。

国民健康保険税の調定額は 2,872,418,913 円(前年度比 2.2%減)、収入済額は 2,064,126,347 円(前年度比 1.8%減)、現年度分の対調定収納率は速報値で 92.86%(前年度比 1.14%増)となり、県内 13 市中では前年度から1つ順位が上がり 10 位となった。なお、前年度に比べポイントは上がったものの、県の国民健康保険運営方針で示している被保険者規模別目標収納率の 94.37%には届かなかった。滞納繰越分は対調定収納率 17.57%(前年度比 0.13%減)、現年度分と滞納繰越分を合わせた対調定収納率は速報値で 71.86%(前年度比 0.22%増)と前年度より増加したものの、不納欠損額も 31,988,958 円(前年度比 53.0%増)となっている。

令和3年度末現在の加入世帯数は、16,028 世帯(前年度比 1.8%減)、被保険者数は 24,457 人(前年度比 3.3%減)と、団塊世代の後期高齢者医療への移行(75 歳到達)の影響により、世帯数・被保険者数とも減少傾向にある。

保険給付費については 7,762,892,087 円(前年度比 3.1%増)となり、一人当たり医療費も 363,271 円(前年度比 5.3%増)と前年度に比べ 18,443 円増加している。増加した理由としては、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等が収まってきたものと推測されている。

国民健康保険事業費納付金については、2,957,597,245 円(前年度比 3.8%増)と前年度に比べ増加している。内訳としては医療給付費分が 1,955,574,524 円、後期高齢者支援金等分が 672,297,463 円、介護納付金分が 329,725,258 円となっている。

保健事業費については、119,492,490 円(前年度比 1.4%増)となり、内訳としては疾病予防費が 14,242,864 円、特定健康診査等事業費が 105,249,626 円となっている。

なお、令和3年度の特健康診査の受診率については、速報値で 42.4%となっており、前年度の受診率 45.4%(法定報告値)から 3.0 ポイント下回っている。これは、令和2年度から個々の事情に応じた受診勧奨を新たに開始するなど受診率の向上に努めているが、新型コロナウイルス感染防止のための

受診控えやワクチン接種後の受診を検討された方が、接種の遅れで結果的に受診できなかったといった影響が低下の要因と推測されている。

特定健康診査事業や特定保健指導事業等の取組は、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、医療費の抑制にもつながっていくものである。今後については、市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画に掲げる目標の達成に向け、データの分析、評価、改善を加えながら効率的で効果的な保険事業に取り組むことを期待したい。

平成30年度の国民健康保険の県単位化後、市は国民健康保険税収等を財源として、国民健康保険事業費納付金を県に納付することで財政運営に関する負担感は軽減されている。今後とも国民健康保険税の推移や医療費の動向を見極め、国民健康保険税の適正賦課、収納率の向上による歳入の確保、さらには医療費適正化等を位置付けている第3期市国民健康保険事業運営健全化指針による取組を継続し、安定した財政運営となるよう努められたい。特に、国民健康保険税の収納率については、現年度分においてポイントが上がったものの県内13市の中では低い順位にとどまっていることから、成果を上げている他市の取組事例を調査、研究するなど効果的と思われる対策を講じながら、収納対策の更なる強化に努められたい。

国民健康保険準備金積立金は、その活用については国民健康保険条例第10条の2で規定されており、国民健康保険税を財源とする国民健康保険事業費納付金に不足が生じた場合に、それを補填するためのものであり、令和3年度末残高は、294,588千円(前年度比782千円増)となった。準備金の積立では、国民健康保険の県単位化に際し、国が公費の財政支援を拡充したことにより、決算剰余金を活用して積増しを行い、令和2年度以降は、条例に定める上限額まで増加し、財政状況は以前より改善している。当該準備金については、被保険者の負担軽減や持続可能な財政運営を確保する上で重要な財源であることから、今後の保険税収や医療費の推移を見極めながら、県統一保険料の施行等による本市財政への影響に備え、将来を見通した適切な運用が図られるよう引き続き留意されたい。

## 2)介護保険特別会計

介護保険特別会計の状況は次のとおりである。

### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率(%)
歳 入	保険料	2,563,061,300	2,342,317,293	220,744,007	9.4
	国庫支出金	3,057,291,777	3,064,789,642	△7,497,865	△0.2
	支払基金交付金	3,142,530,000	3,114,901,704	27,628,296	0.9
	県支出金	1,811,262,630	1,839,292,830	△28,030,200	△1.5
	繰入金	2,034,301,000	2,308,488,000	△274,187,000	△11.9
	その他	675,251,994	322,795,025	352,456,969	109.2
	合計(A)	13,283,698,701	12,992,584,494	291,114,207	2.2

歳 出	総務費	262,222,144	263,732,998	△1,510,854	△0.6
	保険給付費	11,122,797,847	10,951,271,814	171,526,033	1.6
	地域支援事業費	768,705,755	761,383,098	7,322,657	1.0
	基金積立金	408,458,447	155,656,280	252,802,167	162.4
	諸支出金	410,967,757	198,617,806	212,349,951	106.9
	合計 (B)	12,973,151,950	12,330,661,996	642,489,954	5.2
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		310,546,751	661,922,498	△351,375,747	△53.1

※歳入合計額(13,283,698,701 円)には、未還付額 3,682,300 円が含まれている。

令和3年度の介護保険特別会計については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の初年度に当たり、歳入総額は 13,283,698,701 円(前年度比 2.2%増)となった。このうち「介護保険料」の収入済額は 2,563,061,300 円(前年度比 9.4%増)、対調定収納率は 97.9%(前年度比同率)となり、普通徴収現年度分の収納率では 91.5%(前年度比 0.7%増)、滞納繰越分では 16.8%(前年度比 6.4%減)となっている。

歳出総額は 12,973,151,950 円(前年度比 5.2%増)で、このうち「保険給付費」は 11,122,797,847 円(前年度比 1.6%増)、「地域支援事業費」は 768,705,755 円(前年度比 1.0%増)といずれも増加している。「介護給付費準備基金積立金」については、令和2年度決算に伴う保険料の剰余分等の 408,458,447 円を積み立て、令和3年度末基金現在高は 1,094,919,649 円となった。なお、令和3年度においては、当該基金からの取崩しはなかった。

以上の結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、実質収支ともに、310,546,751 円の黒字となった。歳入歳出差引残額は次年度に繰り越されることになるが、この繰越金については、介護給付費等の確定に伴う、国・県等への負担金等の返還金、一般会計への繰出金及び剰余金の介護給付費準備基金積立金への積増しに充てられる。

介護保険は、3年間の計画期間ごとに介護給付費等の必要量を見込み、その期間を通じて同一の保険料を設定しているが、この剰余金を年度間で財源調整するため、介護給付費準備基金を設置し運用している。介護給付費等が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが予想されているが、健全な特別会計の運営のため、過大な基金残高とならないよう介護給付費準備基金残高と保険料設定の在り方については、引き続き留意されたい。

本市においては、総人口数は年々減少している一方、65歳以上の高齢者数は増加しており、高齢化の進展が顕著である。また、要介護認定者数については逡増傾向にあるが、近年の増加幅は緩やかになっている。本市の65歳以上の高齢者に占める要介護認定者数(第1号被保険者)の割合は約20%で、特に、軽度認定者数(要支援1から要介護1まで)の割合が約53%と高い状況となっている。また、介護サービス受給者数は逡増傾向にあり、介護認定者の約8割の方が介護サービスを利用している状況にある。介護サービス利用の増加は、介護保険料の上昇にもつながることから、介護サービスと利用者の負担、介護保険料水準のバランスを図りながら、介護保険事業の安定的な運営を図る必要がある。

2025年(令和7年)には、団塊の世代すべてが75歳以上を迎えることとなり、高齢化はさらに進行することが見込まれている。それに伴い介護や支援を必要とする方は、さらに増加していくものと予想されていることから、いかに健康寿命を伸ばしていくか、また、要介護度の進行をどう抑えていくかが重要なポイントである。今後においては介護予防に重点をおきながら、医療・介護・予防の専門的なサービスと地域における生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を拡充し、円滑で持続可能な介護保険制度の運営に向け、引き続き努められたい。

また、国の動きとしてケアプランデータ連携システム事業の運用や介護職員処遇改善のための報酬改定が示されていることから、今後の動向を注視しながら介護給付費準備基金の適正な確保にも留意されたい。

### 3)観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の状況は次のとおりである。

#### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率(%)
歳 入	事業収入	0	1,394,233	△1,394,233	皆減
	繰入金	8,778,000	47,801,000	△39,023,000	△81.6
	諸収入	9,991,225	2,178,315	7,812,910	358.7
	市債	65,000,000	33,000,000	32,000,000	97.0
	その他	12,107,964	31,840,176	△19,732,212	△62.0
	合計(A)	95,877,189	116,213,724	△20,336,535	△17.5
歳 出	総務費	55,069,564	66,450,892	△11,381,328	△17.1
	若松城天守閣費	23,677,373	20,637,349	3,040,024	14.7
	若松城整備費	16,196,940	24,660,490	△8,463,550	△34.3
	隣閣費	55,849	55,129	720	1.3
	駐車場費	7,383	17,207	△9,824	△57.1
	公債費	67,469	0	67,469	皆増
合計(B)	95,074,578	111,821,067	△16,746,489	△15.0	
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		802,611	4,392,657	△3,590,046	△81.7

若松城整備等基金状況

(単位:円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度当初残額	354,804,508	380,024,208	391,111,702
積立額	44,847,000	11,087,494	10,326,655
取崩額	19,627,300	0	8,745,000
年度末残高	380,024,208	391,111,702	392,693,357

令和3年度の決算状況は、歳入総額 95,877,189 円、歳出総額 95,074,578 円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 802,611 円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支についても同額である。

歳入総額は、前年度より 20,336,535 円の減(前年度比 17.5%減)となり、その中でも注目すべき点は事業収入が0円となったことである。

この事業収入については、有料観光施設(若松城天守閣、麟閣、市営観光駐車場)の管理を指定管理者制度で行っており、精算方式により各施設の利用料金収入から指定管理料基本額を差し引いた額の8割分を市へ納入することとしているもので、これまで毎年計上されている。しかしながら、令和3年度においては、観光施設利用料金収入が総額で 137,413,573 円と前年度と比較し 7,181,093 円増えたものの、指定管理料基本額の 169,200,000 円を下回る結果となった。指定管理料基本額から観光施設利用料金収入を差し引き、さらに雇用調整助成金 2,555,780 円を差し引いた額 29,230,647 円を指定管理委託料として支払うこととなったため、事業収入は0円となったものである。

また、市債については、新型コロナウイルス感染症に伴う減収によって資金不足となったことから、昨年度に引き続き特別減収対策企業債 65,000,000 円を発行することにより対応したものである。

歳出総額は前年度より 16,746,489 円の減(前年度比 15.0%減)となっているが、若松城天守閣長寿命化工事実施設計業務委託料などの支出により若松城天守閣費が 3,040,024 円の増となったものの、若松城天守閣等維持管理体制持続化支援金の皆減等による総務費 11,381,328 円の減や、鶴ヶ城公園園路舗装工事の皆減等による若松城整備費 8,463,550 円の減など、減要因の額が増要因の額を上回ったことによるものである。

市債については、令和3年度末現在高で 98,000,000 円となり、償還期間 15 年と長期にわたり財政負担が過重になることから、今後の新型コロナウイルス感染症の影響や景気の動向、財政状況を見据えながら、償還金返済による財政運営への影響を極力軽減できるよう早めの対策を講じていく必要がある。

若松城整備等基金については、寄附金と基金利子を合わせ 10,326,655 円の積立てを行っている。なお例年、前年度の繰越金についても積立てを行っているが、令和3年度は資金不足となったことから寄附金と基金利子のみの積立てとなった。令和3年度は、若松城天守閣長寿命化工事実施設計業務委託料 8,745,000 円を基金から取り崩したことから、基金残高は 392,693,357 円となった。

観光施設事業については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後も厳しい財政状況が続くものと予想されることから、財政運営にあたっては、歳出を抑えつつも財源の確保等を図り、健全な公営企業会計となるよう、より一層の慎重な対応が求められるところである。

このため、本市観光のシンボルである若松城を管轄する観光施設事業特別会計として、関連団体や関係機関等と連携を図りながら、感染症の影響を最小限にとどめ、若松城への誘客につながる魅力的な事業を積極的に展開することで、さらなる観光誘客及び収益につながる販売戦略の促進に努める必要がある。



### (3)財産に関する調書意見

#### ①一般会計

当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

#### 財産の現在高状況(一般会計)

会計	区 分		単位	前年度末 現在高	決算年度中の 増減高	決算年度末 現在高
一 般 財 産	公 有 財 産	土地	㎡	7,017,719.58	14,374.17	7,032,093.75
		建物	㎡	498,075.11	△5,511.79	492,563.32
		山林(立木の推定蓄積量)	㎥	60,554.80	1,211.10	61,765.90
		動産(浮棧橋)	個	1	0	1
		物権(地上権)	㎡	913.00	0	913.00
		無体財産権(商標権)	件	7	0	7
		有価証券(株券)	千円	190,370	0	190,370
		出資による権利	千円	932,467	△4,150	928,317
一 般 計	物 品	車両	台	224	△1	223
		器具備品	台	1,319	△4	1,315
		計	台	1,543	△5	1,538
一 般 計	債権	千円	19,971	△817	19,154	
	基金	千円	9,187,147	△523,807	8,663,340	

#### 1)公有財産

土地は、7,032,093.75㎡であり、前年度に比べ14,374.17㎡増加しているが、普通財産630.72㎡の減があったものの、行政財産15,004.89㎡の増によるものである。

建物は、492,563.32㎡であり、前年度に比べ5,511.79㎡減少しているが、これは主に行仁小学校旧校舎の解体等によるものである。

#### 2)物品

物品(取得価格50万円以上のもの)は、1,538台であり、前年度に比べ5台減少しているが、これは各種物品の増減等の総計で車両1台及び器具備品4台が減少したことによるものである。

#### 3)債権

債権は、19,154千円であり、前年度に比べ817千円減少しているが、これは、災害援護資金貸付金の償還による減少である。

#### 4)基金

基金は、8,663,340千円であり、前年度に比べ523,807千円減少しているが、これは、ふるさと寄附金基金や企業版ふるさと寄附金基金等が増加したものの、財政調整基金、庁舎整備基金及び公共施設維持整備等基金等が減少したことによるものである。

## ②特別会計

地方公営企業会計を除く7特別会計を集約した当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

### 財産の現在高状況(特別会計)

会計	区 分		単位	前年度末 現在高	決算年度中の 増減高	決算年度末 現在高
特 別 会 計	公有財産	土地	m <sup>2</sup>	178,864.54	0.00	178,864.54
		建物	m <sup>2</sup>	19,518.55	0.00	19,518.55
		出資による権利	千円	30,000	0	30,000
	物品	車両	台	5	△2	3
		器具備品	台	166	0	166
		計	台	171	△2	169
	債権		千円	19,843	0	19,843
	基金		千円	1,371,378	410,822	1,782,200

#### 1)公有財産

7特別会計のうち、土地・建物等の公有財産を有するものは、地方財政法施行令第46条の規定により、公営企業に位置付けられている観光施設事業、地方卸売市場事業、三本松地区宅地整備事業の3特別会計と、普通会計に属する扇町土地区画整理事業特別会計の計4特別会計である。

そうした状況において、4特別会計全体で、土地は178,864.54m<sup>2</sup>、建物は19,518.55m<sup>2</sup>であり、いずれも前年度と同様である。

#### 2)物品

物品(取得価格50万円以上のもの)は、169台であり、前年度に比べ2台減少しているが、車両2台が減少したことによるものである。

#### 3)債権

債権を有する特別会計は、支払基金積立金(連合会預託金)のある国民健康保険特別会計に限られており、債権19,843千円は前年度と同様である。

#### 4)基金

基金を有する特別会計は、国民健康保険特別会計、観光施設事業特別会計及び介護保険特別会計の3特別会計となっており、基金は1,782,200千円であり、前年度に比べ410,822千円増加している。

これは、3つの基金がそれぞれ増加しているが、主に介護給付費準備基金の増加によるものである。

# 会津若松市基金運用状況審査意見書

## 目 次

第1	審査の種類	-----	1
第2	審査の対象	-----	1
第3	審査の着眼点	-----	1
第4	審査の主な実施内容	-----	1
第5	審査の実施場所及び日程	-----	1
第6	審査の結果	-----	1
第7	審査の意見	-----	1
第8	基金の運用状況	-----	1



# 基金運用状況審査意見書

## 第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査

## 第2 審査の対象

令和3年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第9節 基金の運用状況審査の着眼点」に基づき、市長から提出された基金の運用状況を示す書類について、計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的に行われているかなどを主眼として審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して基金の運用状況審査を行ったところであり、審査に付された基金の運用状況調書に基づき、基金の運用が設置の趣旨にそって適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるかなどの諸点に留意し関係帳簿及び証拠書類を照合精査した。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局

審査実施日程 令和4年6月17日から同年8月9日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された運用状況調書の計数は正確であり、運用状況においては適正に執行されていると認められた。

## 第7 審査の意見

基金の状況は、下記の「基金の運用状況」のとおりであるが、令和3年度において新たに1名の貸付が行われた。その結果、令和3年度末の貸付は前年度末15名より1名増の16名となった。

今後とも、当貸与基金の意義及び制度内容の周知に努め、より多くの学生が利用できるよう配慮されたい。

## 第8 基金の運用状況

令和3年度は、1件500,000円の貸付、44件723,000円の返還があり、また、一般会計から基金利子相当分の121円を繰り入れした結果、令和3年度末で預金6,151,671円、貸付金5,736,000円(貸付16名)となった。